

様式第1号

福井県知事 西川一誠 様

平成24年2月29日

住 所 福井県鯖江市有定町1丁目3番26号

企業名 揚原織物工業株式会社

代表者職・氏名 取締役社長 揚原一郎

談話番号 0778-52-7333



働く人と経営者による両立支援活動推進事業
実績報告書（平成23年度）

みだしの事業について下記により報告します。

記

- 1 活動予定期間 平成22年10月1日 ～ 平成24年3月31日
- 2 登録番号 第9号
- 3 実践活動の結果

【目標1】

短時間勤務制度の利用者を平成23年度末までに2名以上とします。

【実践活動の内容、実施時期】

①対象者への個別説明会を行い、制度の仕組みの理解を図る

平成22年8月31日午後4時より本社工場の対象者1人に対し及び、平成22年10月4日午後2時より戸ノ口工場の対象者1人に対して同様な説明会を実施しその取得を促した。その6か月後、戸ノ口工場の同一の対象者より2人目の妊娠の報告があり、育児休業利用にあたり短時間勤務の制度利用の前提での申し出、相談を受けた。

平成23年6月28日より平成24年2月29日まで3人目の育児休業中の本社工場生産課社員1名に対して平成23年12月9日午後3時より短時間勤務の説明を行った。

【実践結果】

①戸ノ口工場生産課社員1名より平成24年2月1日から平成26年6月22日まで、2年と4か月間程度の育児短時間勤務の申し出がありこれを認めた。1人目（始業午前8時30分 終業午後3時15分 6時間勤務）

なお、弊社では当該短時間勤務による賃金の減額は行われない。

②本社工場生産課社員1名より平成22年9月1日から平成23年3月31日まで、6か月間の育児短時間勤務の申し出がありこれを認めた。 2人目

(始業午前8時30分 終業午後3時15分 6時間勤務)

③本社工場生産課社員1名より平成24年3月1日から平成26年4月30日までの2年2か月間の育児短時間勤務の申し出を受けている。 未確定であるが3人目

(始業午前8時30分 終業午後3時15分 6時間勤務)

目標達成する

【目標2】

年次有給休暇の積立保存制度を制定し、子育てのためにこの有給休暇を利用する社員を出します。

【実践活動の内容、実施時期】

①特別休暇の制度設計を行い、労使協定締結後これを運用する。

年次有給休暇の積立制度について他社の事例を調査した。

他社の事例によると弊害として積立を優先する意識が強くなり通常の有給休暇の取得を妨げることがあり、これが無いよう配慮し積立日数は一年間で5日を限度とした。

社内の有給休暇の取得を調査したところ、暦月一か月間での取得日数は3日以内が圧倒的に多く、現在の有給休暇の取得状況で機能しているという認識がある。よってこれ以上の事由であり、また育児・介護休業制度以下という中間期間での子育て、看病、介護に対応できる休暇制度が創設されれば望ましいとの意見があった。

この特別休暇制度は短期の子育てに関する必要な時間及び介護の場合は通常の年次有給給の取得により対応し、休業が7日以上に渡る場合は自分の保有する年次有給休暇とは別枠で休業できるということにした。とりわけ診断書等の提出も要しない制度とし、実状に沿った柔軟な制度運用を行い、実用性のある制度を目指す。

【実践結果】

平成22年に労使で数回の会合を重ね、子育て以外にも家族の介護、子供の看護、自分の業務外の私傷病にも利用できるような制度を創設した。

積立保存休暇制度として、時効となり失効する年次有給休暇の日数を毎年一定日数まで積立を行い、最高20日間特定の目的に取得できるよう特別休暇制度の労使協定を締結した。

平成22年10月1日より制度発足

平成24年2月末現在、自己の私傷病を含めての利用者・・・4名

純粋な子育て理由での利用者はまだ0名ではあるが、通常の年次有給休暇以外の特別休暇の実用性のある柔軟な運用が出来た。